

証 明 書

下記の記載内容が正しいものであることを証明し押印いたします。

記

1. 財務諸表は、当社、
株式会社の財務諸表である。
2. 独立監査人の監査報告書（写）は、上記の財務諸表に対し実施
された監査に基づき作成された独立監査人の監査報告書（写）
である。
3. 添 付：「財務諸表」及び「独立監査人の監査報告書（写）」

平成 24 年 1 月 27 日



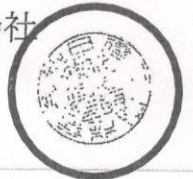
東京都新宿区

代表取締役

本社の印鑑



株式会社



②.【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
売上高及び型枠貸与収入		
売上高		
型枠貸与事業売上高		
売上高及び型枠貸与収入合計		
売上原価及び型枠貸与原価		
売上原価		
型枠貸与事業売上原価		
売上原価及び型枠貸与原価合計		
売上総利益		
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費		
旅費及び交通費		
貸倒引当金繰入額		
役員報酬		
給料及び手当		
退職給付費用		
法定福利及び厚生費		
通信費		
交際費		
地代家賃		
租税公課		
減価償却費		
研究開発費		
その他		
販売費及び一般管理費合計		
営業損失(△)		
営業外収益		
受取利息		
受取配当金		
たな卸資産処分益		
雑収入		
営業外収益合計		
営業外費用		
たな卸資産処分損		
支払利息		
雑損失		
営業外費用合計		
経常損失(△)		

(単位：千円)

前事業年度
(平成22年3月31日)

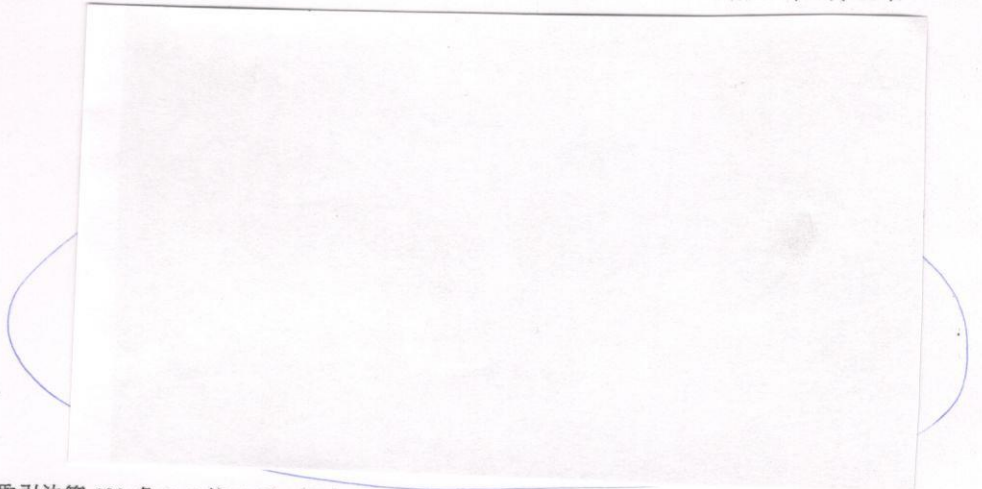
当事業年度
(平成23年3月31日)

資産の部
流動資産
現金及び預金
受取手形
売掛金
商品及び製品
原材料及び貯蔵品
前払費用
短期貸付金
未収入金
その他
貸倒引当金
流動資産合計
固定資産
有形固定資産
建物
減価償却累計額
建物(純額)
鋼製型枠
減価償却累計額
鋼製型枠(純額)
機械及び装置
減価償却累計額
機械及び装置(純額)
車両運搬具
減価償却累計額
車両運搬具(純額)
工具、器具及び備品
減価償却累計額
工具、器具及び備品(純額)
土地
リース資産
減価償却累計額
リース資産(純額)
有形固定資産合計
無形固定資産
ソフトウェア
電話加入権
無形固定資産合計

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 6 月 28 日

株式会社
取締役会 御中



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 48 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、
について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社平成 23 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

認 証

この添付書面の署名者 株式会社代表取締役 の代理人
は、本人がこの記名押印を自認している旨本職の面前で陳述した。

よって、これを認証する。

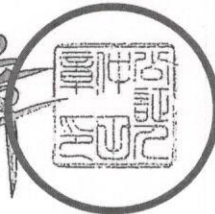
平成24年 1 月 27 日、本公証人役場において
東京都新宿区西新宿7丁目4番3号
東京法務局所属

公 証 人
Notary

仲田 暁

Akira Nakata

1. 法務局所属で公証実施



総公証 NO 号

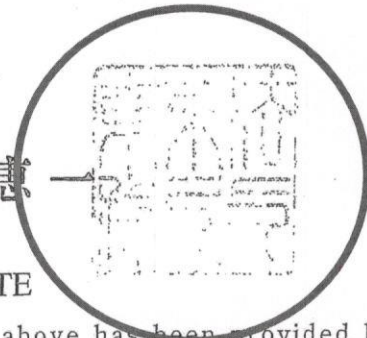
証 明

上記署名は、東京法務局所属公証人の署名に相違ないものであり、かつ、その押印は、
真実のものであることを証明する。

平成24年 1 月 27 日

東京法務局長

相澤 恵



CERTIFICATE

This is to certify that the signature affixed above has been provided by Notary,
duly authorized by the Tokyo Legal Affairs Bureau and that the Official Seal
appearing on the same is genuine.

Date JAN 27 2012

Keiichi AIZAWA

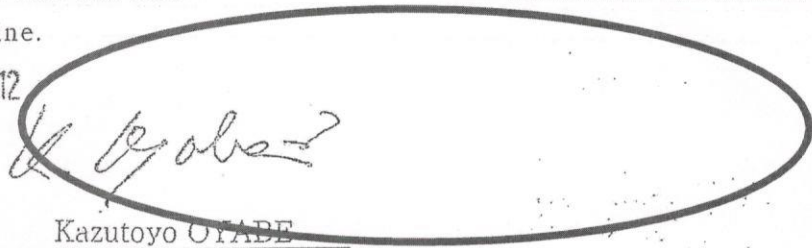
Director of the Tokyo Legal Affairs Bureau

2. 法務局で公証実施



For legalization by the foreign consul in
Japan, this is to certify that the Seal
affixed hereto is genuine.

Date JAN 27 2012




Tokyo, Kazutoyo OYABE
Official
Ministry of Foreign Affairs
(Consular Service Division)



3. 外務省で公証実施 (印鑑付き)

4. 在日ベトナム大使館で公証実




ĐẠI SỨ QUÁN NƯỚC CHXHCN VIỆT NAM TẠI NHẬT BẢN
EMBASSY OF THE S.R. OF VIET NAM IN JAPAN
CHỨNG NHẬN/HỢP PHÁP HÓA LÃNH SỰ
CONSULAR AUTHENTICATION

1. Quốc gia: VIỆT NAM
Country: Viet Nam
Giấy tờ, tài liệu này
This public document

2. Do ông (bà): AYAKO OGAWA ký
Has been signed by

3. Với chức danh: CÔNG CHỨC
Acting in the capacity of OFFICIAL

4. Và con dấu của: BỘ NGOẠI GIAO NHẬT BẢN
Bears the seal/stamp of: MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS OF JAPAN

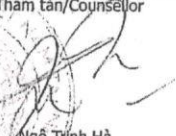
được chứng nhận/hợp pháp hóa lãnh sự
Certified

5. Tại: Tô-ki-ô
At Tokyo

6. Ngày: 22/02/2017
The (dd/mm/yyyy)

7. Cơ quan cấp: ĐẠI SỨ QUÁN NƯỚC CHXHCN VIỆT NAM TẠI NHẬT BẢN
By EMBASSY OF THE S.R. VIET NAM IN JAPAN

8. Số:
N°

TL: Đại sứ/For the Ambassador
Tham tán/Counselor

Ngô Trịnh Hà

